草津町立草津中学校同窓会 会則

第1条 本会は、草津町立草津中学校同窓会と称する。

第2条 本会は、下記の者を以て組織し、事務局を同校内に置く。

名誉会員 母校職員ならびに役員会に推薦した者。

正 会 員 草津町立草津中学校卒業生

特別会員 昭和21年度 草津町立草津国民学校高等科卒業生

昭和22年度 草津町立草津中学校第2学年修了者

その他 この会に賛同する者で役員会で承認を得た者

第3条 本会は母校と連絡をとり、会員相互の親睦を計り、母校の発展に寄与する事を目的とする。

第4条 本会は下記の役員を置く。

会長1名、副会長4名、書記2名、会計2名、監査2名 会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代理する。

第5条 本会は役員会の承認を得て、顧問を置くことができる。

第6条 役員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。

第7条 役員は会員中より、互選するものとする。

第8条 本会は、必要に応じて、幹事会または役員会を開く。

第9条 この会の幹事は、各学年の代表1名以上を以て構成する。

第10条 本会の経費は、各学年の行事(同窓会等)の折りに、拠出をお願いする。 会計管理は、本校職員(教頭)があたる。

第11条 本会の会計年度は、4月から3月までとする。

第12条 会則の変更は、役員と代表幹事で、これを審議する。

第13条 この会則は、平成10年10月1日より施行する。 この会則は、平成23年2月24日一部改正し施行する。 1. 「皆勤賞」選考基準 ※平成31年度をもって「皆勤賞」を廃止。

2. 「同窓会賞」選考基準

- (1) 部活動での実績: 県大会以上の大会に出場した生徒。(登録生徒)
 - ○スキー部については、全国大会に出場した生徒。
 - ○陸上については、県総体に出場した生徒。
 - ○吹奏楽部については、県コンクールに出場した生徒。
- (2) 部活動以外のコンクール・大会での実績
 - ○郡代表として、県大会以上の大会に出場した生徒。
 - ※該当する大会等…少年の主張大会、英語弁論・暗唱大会・読書感想文コンク ール
 - ○絵画・作文等のコンクールで優秀な成績であった生徒。
 - ※但し、学校を通して応募した作品等に限る。私的応募の入選は選考外とする。

(3)「善行賞」

- ○学習・部活動、学校生活等に関して他の生徒の模範となるような生徒。
- (4) 表彰について
 - ○卒業式前日(総練習日)に行う。
 - ○「図書カード」(2,000円分)を同窓会長より授与する。

平成 10 年 10 月 1 日より施行

平成19年7月1日一部改正

平成26年5月30日一部改正

平成31年4月1日一部改正(皆勤賞廃止)